

新宿区高齢者保健福祉計画 第9期 介護保険事業計画

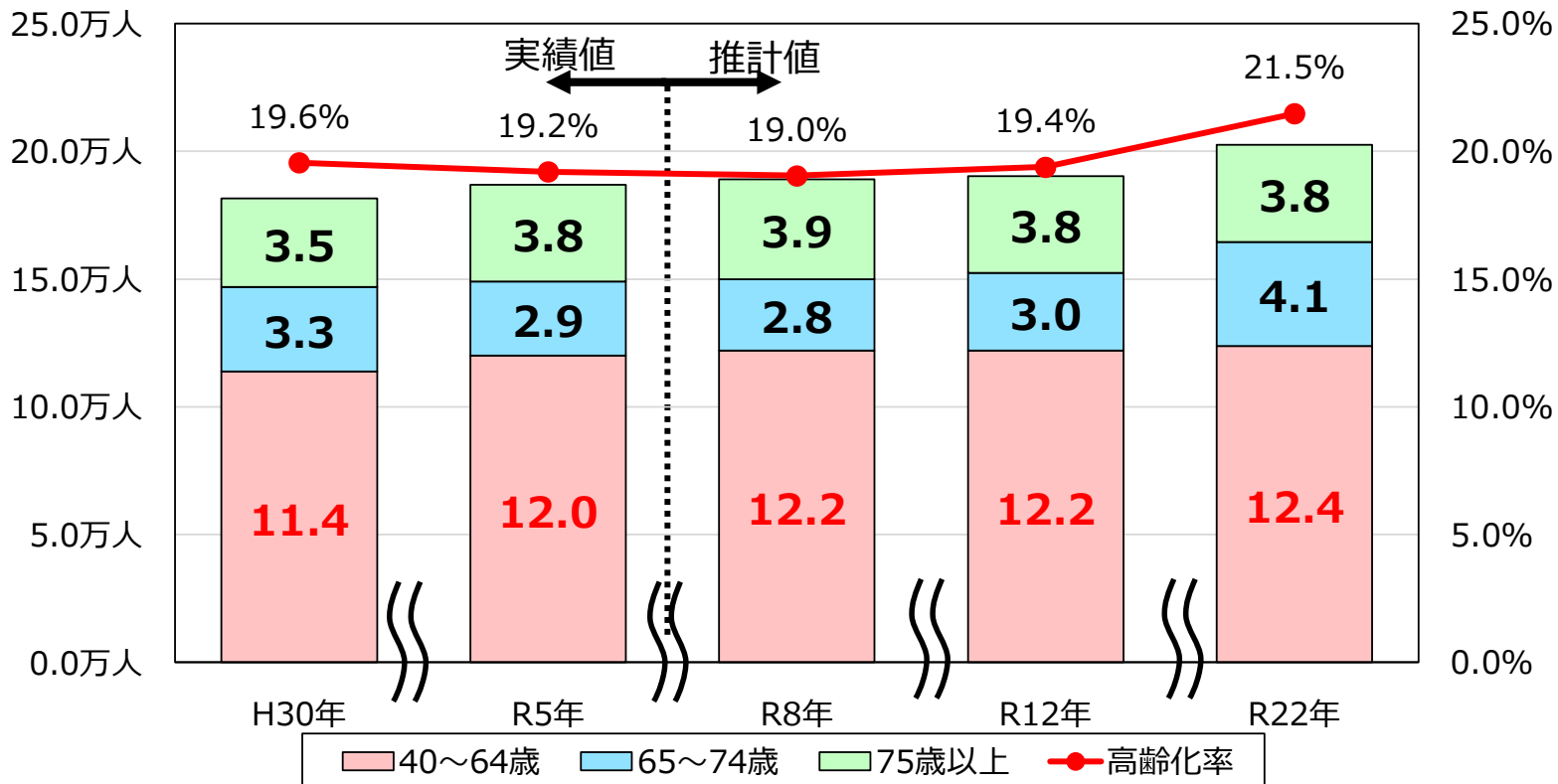
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



計画策定の背景

①40歳以上の人口推移と将来推計

65歳以上の高齢者人口、高齢化率とも、令和8(2026)年までは大きな増減はみられませんが、令和22(2040)年には高齢者人口は78,384人、高齢化率は21.5%に増加すると見込まれています。

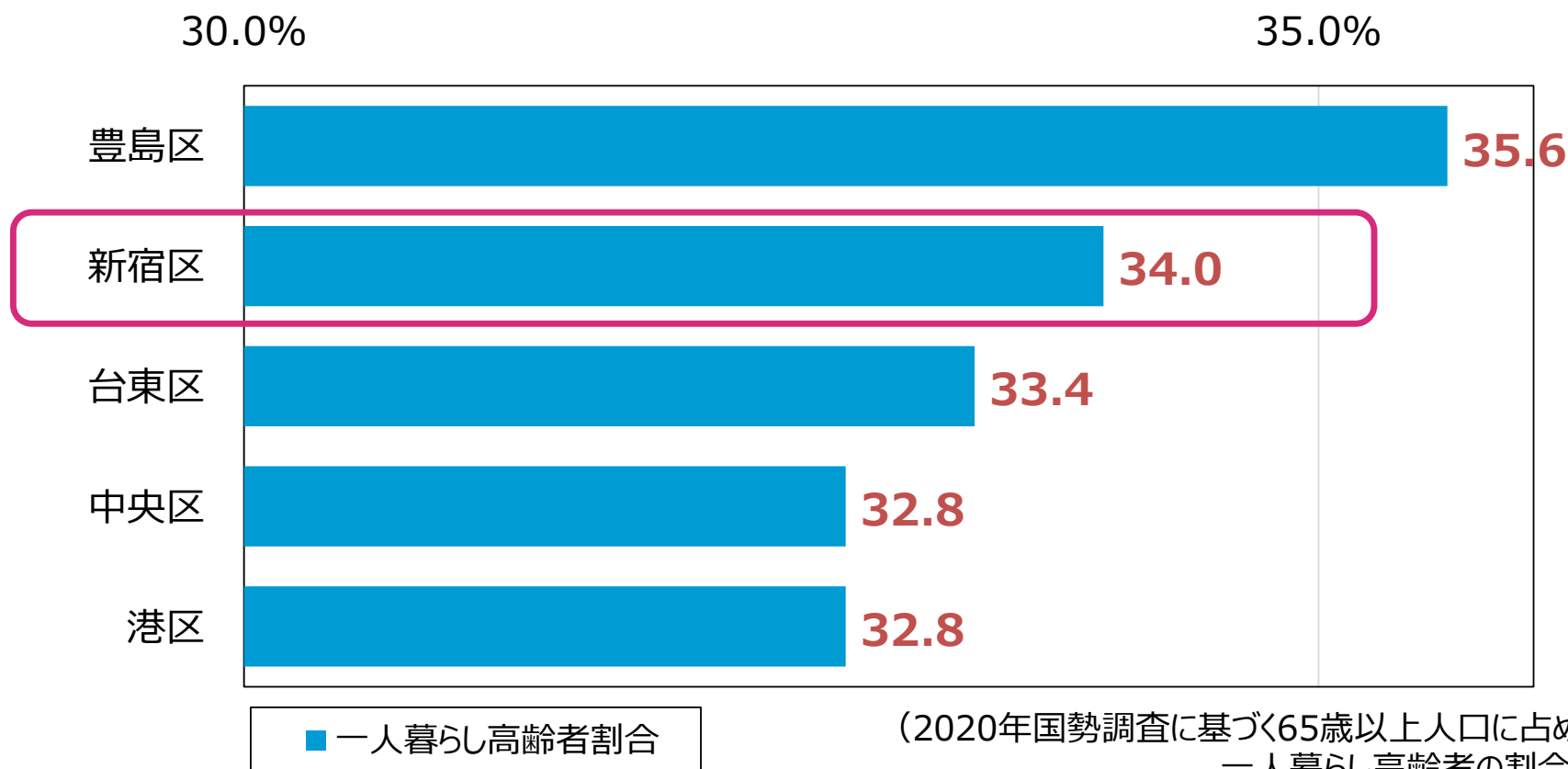


(住民基本台帳に基づく人口及び新宿自治創造研究所による人口推計)

計画策定の背景

②一人暮らし高齢者

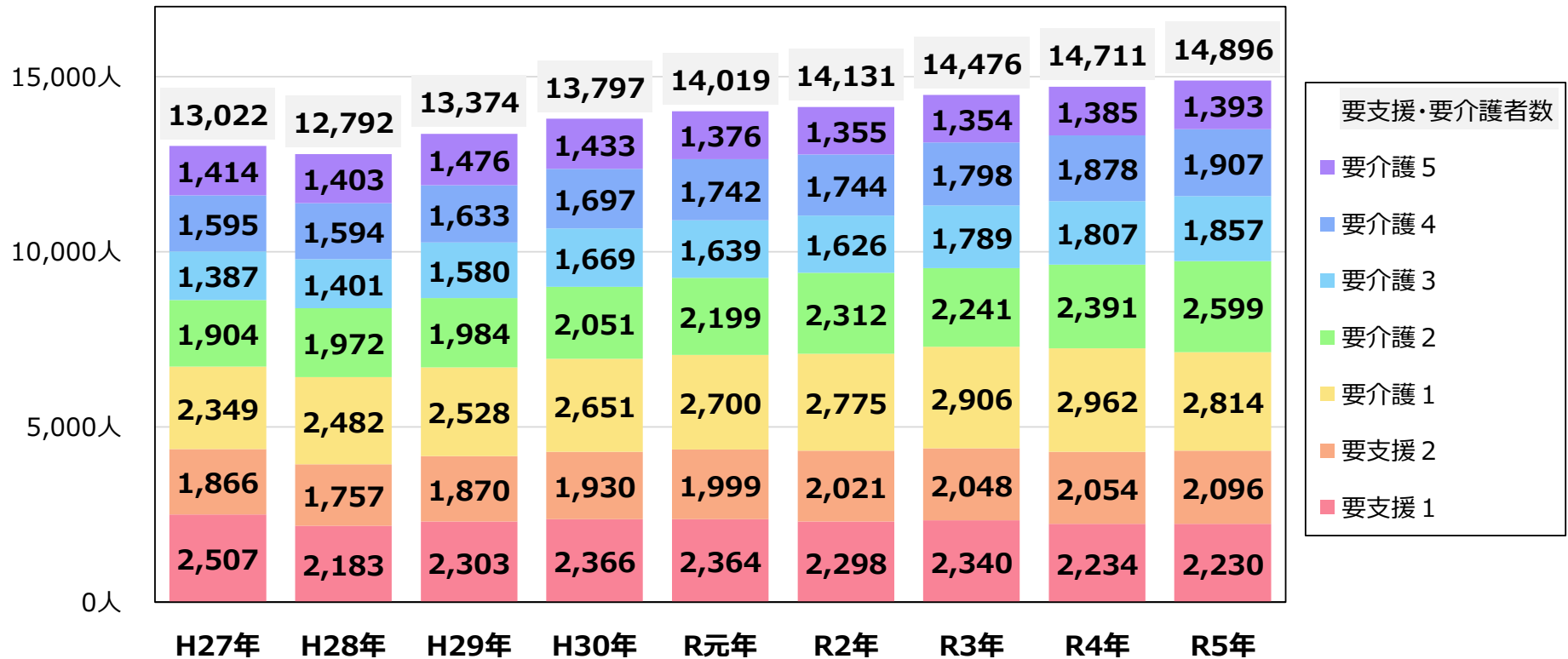
新宿区の65歳以上の人口に占める一人暮らし高齢者の割合は34.0%で、23区の中で2番目に高くなっています。



計画策定の背景

③要支援・要介護認定者の増加

要支援・要介護認定者数は、平成27(2015)年から平成28(2016)年にかけて減少しましたが、以降は令和5(2023)年まで継続的に増加しています。



(各年10月1日)

計画書P17参照

計画策定の背景

④人口構造の変化による担い手の不足

令和52(2070)年には、新宿区の総人口の4分の1以上を高齢者（65歳以上）が占める見通しとなっています。

65歳以上

19.4%
(6.8万人)

18.7%
(6.7万人)

21.5%
(7.8万人)

28.0%
(9.6万人)

15～64歳

72.2%
(25.2万人)

72.8%
(26.0万人)

70.2%
(25.6万人)

64.3%
(22.1万人)

0～14歳

8.4%

8.5%

8.4%

7.7%

R2年

R7年

R22年

R52年

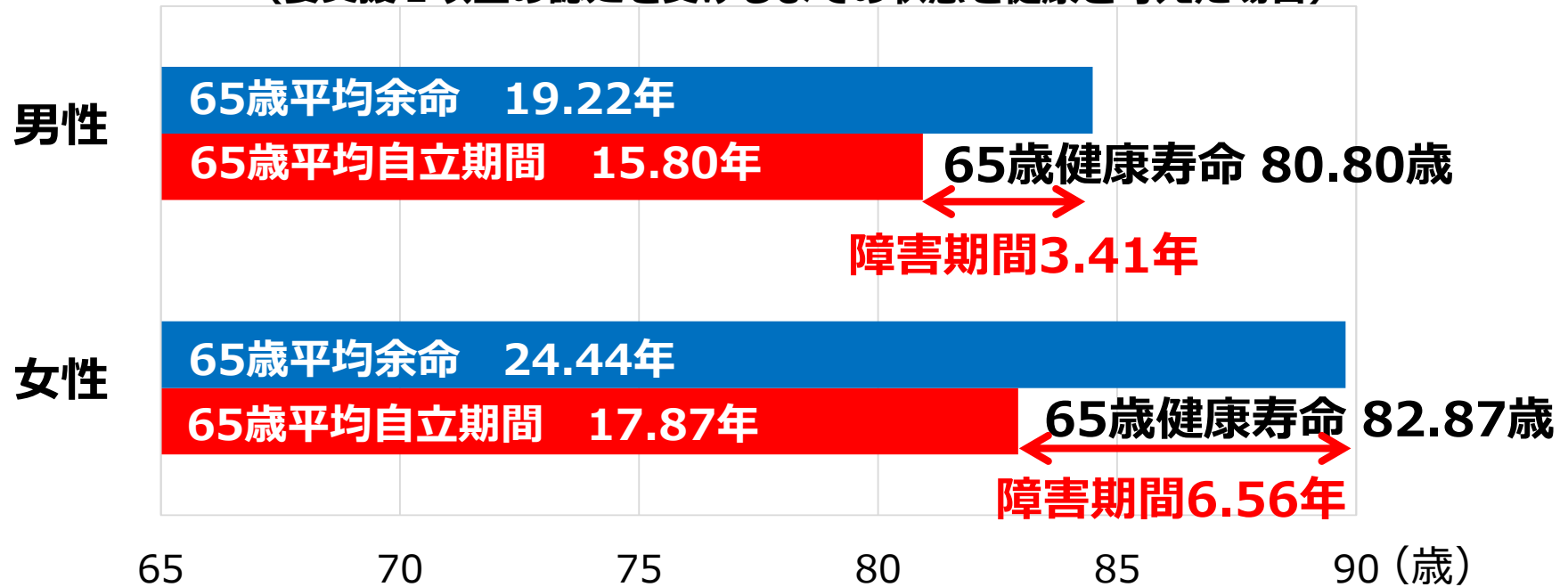
(2020年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計(新宿自治創造研究所))

計画策定の背景

⑤ 超高齢社会の到来と健康寿命

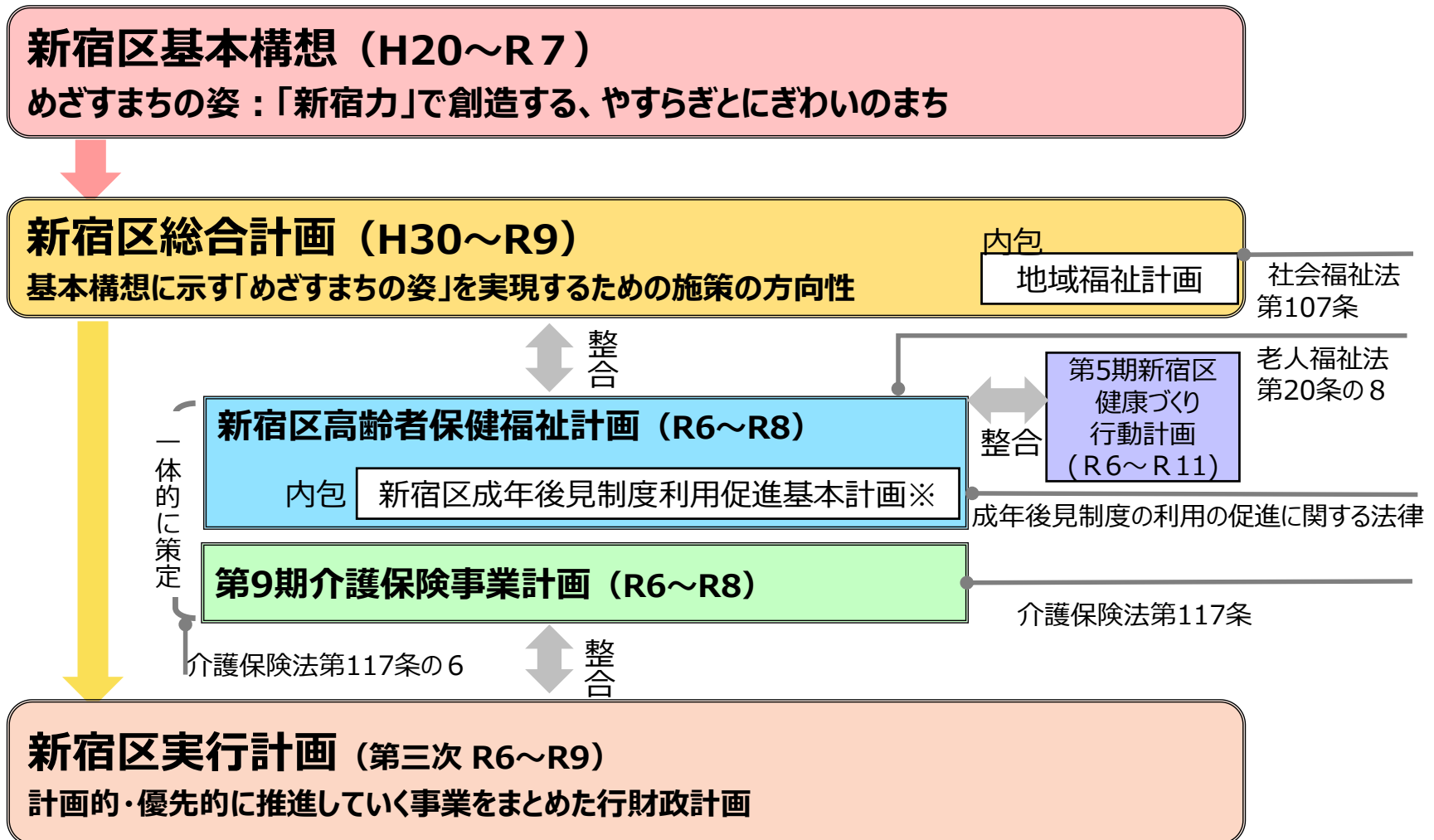
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を「健康寿命」と言います。東京都では、「65歳＋65歳の人が必要支援・要介護認定を受けるまでの平均期間」を「65歳健康寿命」として算出しています。超高齢社会の到来に伴い、健康な期間を長くすることが重要です。

令和4年 新宿区民65歳平均余命と65歳健康寿命
(要支援1以上の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合)



(東京都保健医療局資料)

計画の位置付け



※成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定する計画です。

計画の基本的考え方

《 基本理念 》

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

《 めざす将来像 》

心身ともに健やかに
いきいきとくらせるまち

支援が必要になっても
生涯安心してくらせるまち

だれもが互いを尊重し
支え合うまち



計画の基本的考え方

《 施策の方向性 》

めざす将来像に即し、3つの重点的取組を継続し、
さらなる充実を目指します。

重点的に取り組む施策

健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸

地域で支え合うしくみづくりの推進

認知症高齢者への支援体制の充実

◆ 5つの基本目標 ◆

基本目標 1 健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます

基本目標 2 社会参加といきがいつくりを支援します

基本目標 3 支え合いの地域づくりをすすめます

基本目標 4

最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

基本目標 5

安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

◆ 次ページから、各目標の施策と事業の一部をご紹介します。

計画書P62参照

基本目標 1 健康づくりと介護予防・フレイル予防をすすめます

【重点施策Ⅰ】

施策 1 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進による健康寿命の延伸

主な事業

● 介護予防普及啓発事業

筋力トレーニングや認知症予防等の介護予防教室を開催し、継続した介護予防活動につなげます。
また、パンフレット等の配布などにより介護予防活動を広く普及していきます。

● 新宿区オリジナル3つの体操・トレーニングの普及啓発

新宿区オリジナル3つの体操・トレーニング
(新宿いきいき体操・新宿ごっくん体操・しんじゅく100トレ)
を3つの体操・トレーニング体験会等を通じて広く普及啓発していきます。



基本目標 2 社会参加といきがいきづくりを支援します

施策 2 いきがいのある暮らしへの支援

主な事業

- 高齢者活動・交流施設の運営
- 高齢者クラブへの支援・助成

施策 3 就業等の支援

主な事業

- だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進
- シルバー人材センターへの支援

基本目標 3 支え合いの地域づくりをすすめます

【重点施策Ⅱ】施策 4 地域で支え合うしくみづくりの推進

主な事業

● 生活支援体制整備事業

地域支え合いのしくみづくりを進めるため、新宿区社会福祉協議会及び地域型高齢者総合相談センターに生活支援コーディネーターをそれぞれ配置するとともに、新宿区生活支援体制整備協議会の場で、地域の社会資源の情報等を共有しながら、住民主体で取り組む生活支援の内容等の検討と、実施に向けた課題整理を行います。

● 「地域支え合い活動」の展開

薬王寺地域ささえあい館を拠点として、地域の中で高齢者の自立を支援し、多世代が互いに支え合う「地域支え合い活動」を推進し、区内に展開していきます。

施策 5 介護者への支援

- 介護者講座・家族会
- 認知症介護者支援事業
- 高齢者緊急ショートステイ事業



基本目標 4 最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

【重点施策Ⅲ】 施策 6 認知症高齢者への支援体制の充実

主な事業



● チームオレンジの実施

認知症高齢者やその家族の困りごとの支援ニーズと認知症サポーターを結びつけ、認知症高齢者やその家族への早期支援と認知症サポーターの活動支援に取り組みます。

● 認知症サポーター養成講座

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病気の理解や対応方法などの基礎を学ぶ、認知症サポーター養成講座を開催します。

● 認知症サポーター推進事業

（認知症サポーター活動「オレンジの輪」の推進）

認知症サポーターの中で区内での活動を希望した方（認知症サポーター活動「オレンジの輪」登録者）が地域の担い手として活躍できるよう、高齢者総合相談センターが支援します。

施策 7 高齢者総合相談センターの機能の充実



計画書P105～P127参照

基本目標 4 最期まで住み慣れた地域で自分らしく暮らすための相談・支援体制を充実します

施策 8 介護保険サービスの提供と基盤整備

主な事業

- 特別養護老人ホームの整備
- ショートステイの整備
- 地域密着型サービスの整備

施策 9 自立生活への支援（介護保険外サービス）

主な事業

- 高齢者配食サービス
- 高齢者寝具乾燥消毒サービス
- 総合情報冊子「高齢者くらしのおたすけガイド」の作成

施策 10 在宅療養支援体制の充実

主な事業

- 在宅医療体制の推進
- 病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修
- 在宅療養に関する理解促進

基本目標 5

安全・安心な暮らしを支えるしくみづくりをすすめます

施策11 高齢者の権利擁護の推進 (成年後見制度の利用促進を含む)

主な事業

- 成年後見制度の利用促進
- 悪質商法被害防止ネットワーク

施策12 安全で暮らしやすいまちづくりと住まいへの支援

主な事業

- バリアフリーの整備促進
- 住宅相談
- 高齢者や障害者等の住まい安定確保
- 災害時要援護者名簿の活用

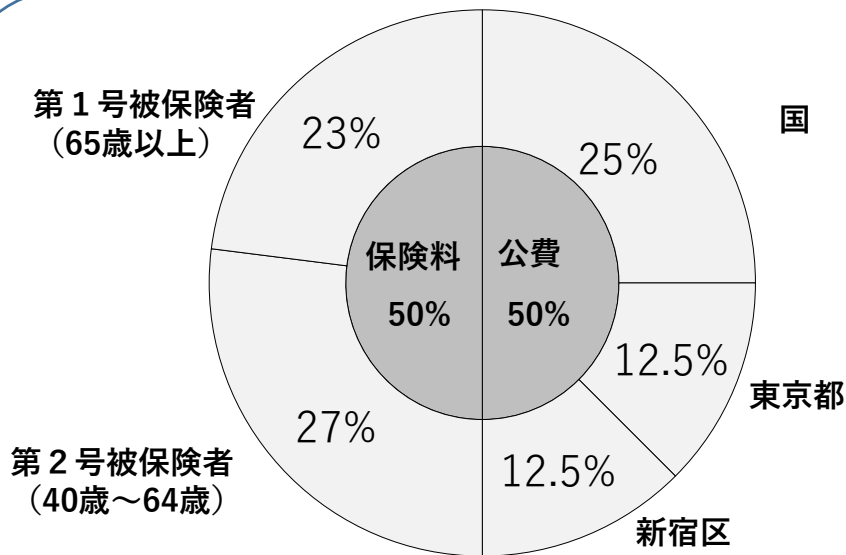


第9期介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

計画の位置付け

- 介護保険法に基づき、3年を1期として策定
 - 介護サービスの整備計画
 - 第1号被保険者（65歳以上）の保険料の算定



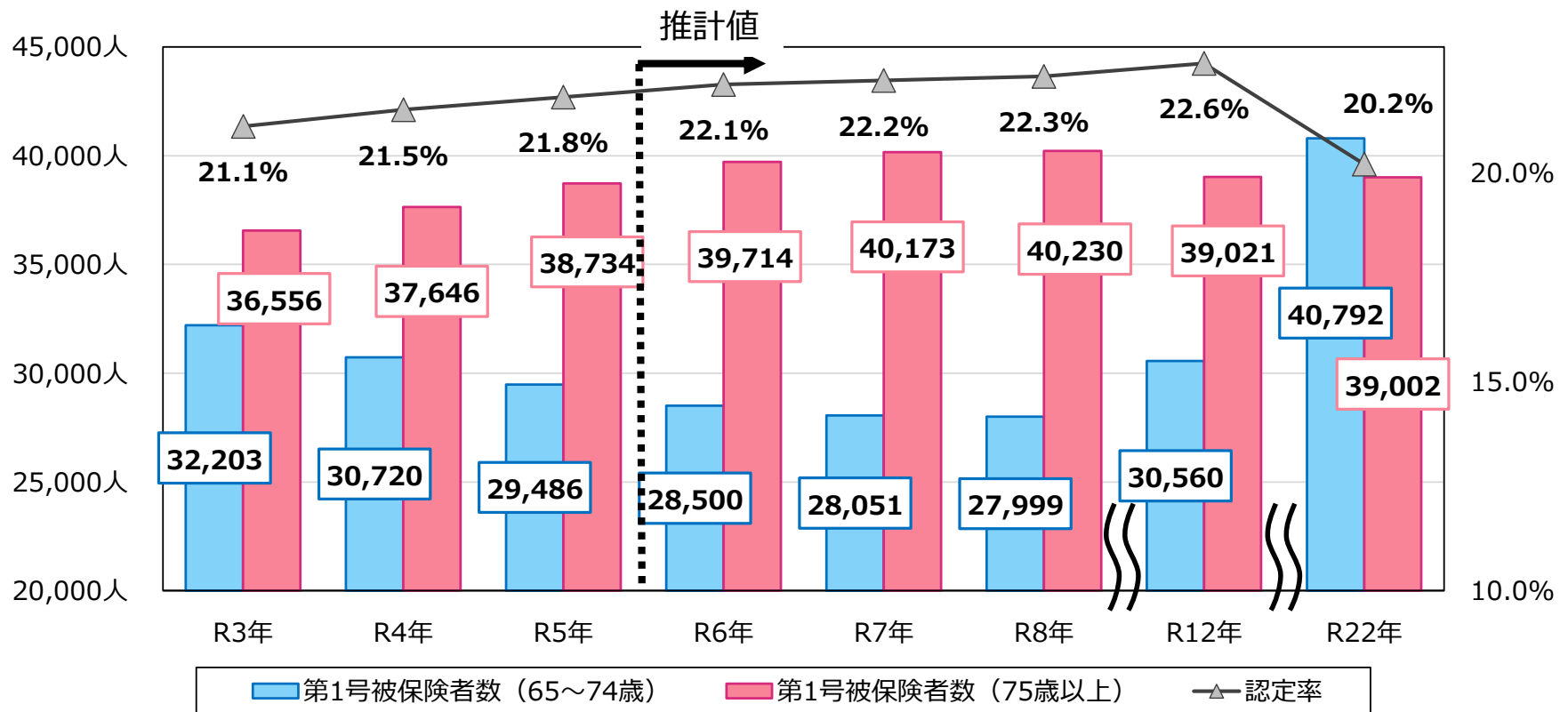
「介護保険制度」

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者となり保険料を納め、介護が必要となった時に1割、2割または3割の利用者負担を支払い、サービスを利用できる制度です。介護保険サービス費用に対する保険料、公費（税）の負担割合が決まっていますので、サービス利用が多くなり費用が増加すれば、保険料もそれに応じて上昇する仕組みです。

要介護認定者等の現状

第1号被保険者数及び要支援・要介護認定率の推移と将来推計

75歳以上の後期高齢者数が増加することに伴い要支援・要介護認定率は上昇し、令和12（2030）年には、22.6%になると見込まれます。



（住民基本台帳に基づく人口及び新宿自治創造研究所による人口推計に基づく認定者推計）

地域包括ケアの深化・推進

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる

「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

〔令和4年度 高齢者の保健と福祉に関する調査〕

介護が必要になっても在宅での生活を希望している方の割合

- 一般高齢者十二歳調査 70.3%
- 要支援・要介護認定者 85.8%

介護保険サービスの充実

介護保険サービス施設の整備

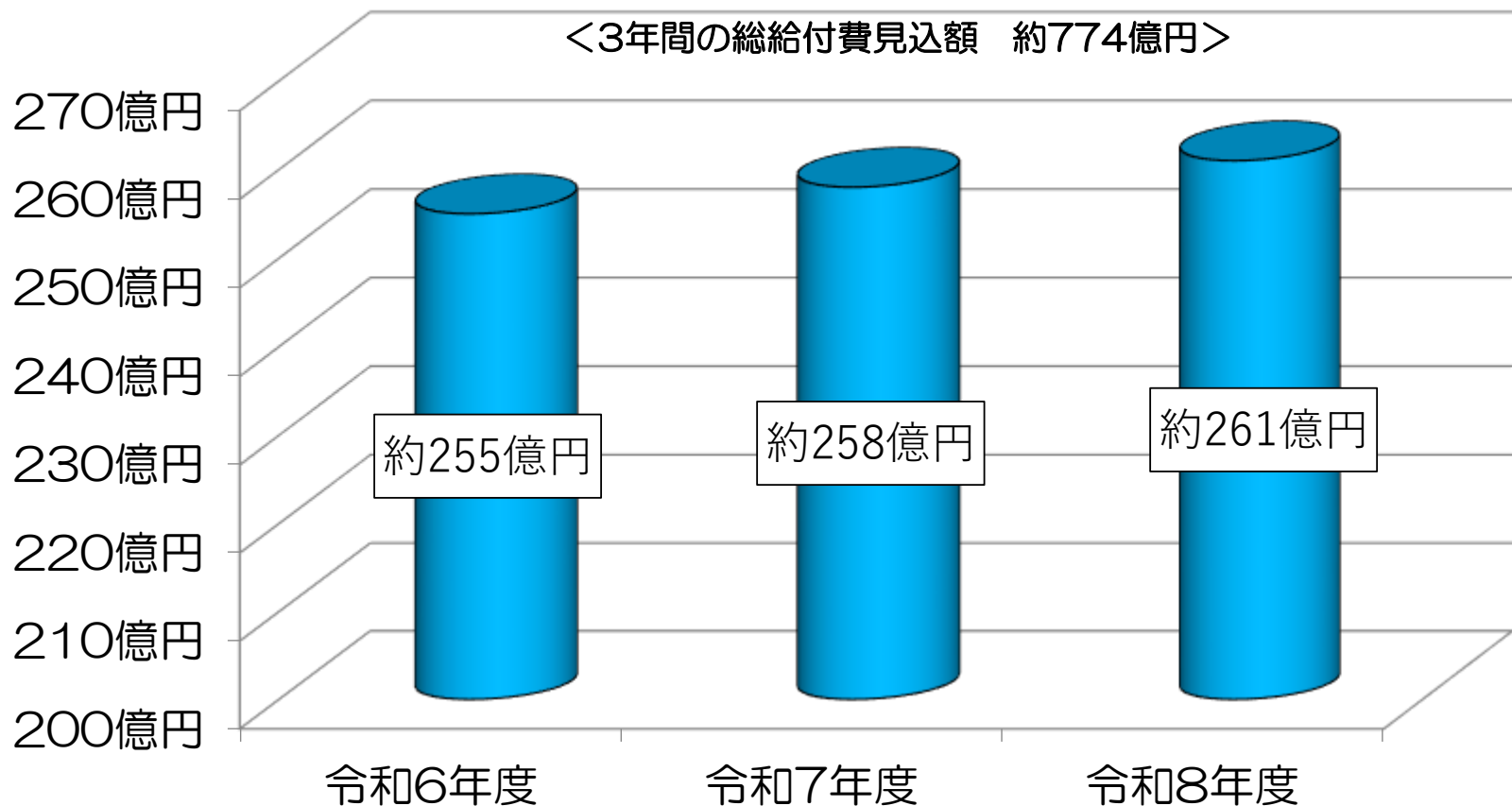
サービス種別	第 8 期末現況※		第 9 期目標※	
■地域密着型サービス等	-	-	-	-
①認知症対応型共同生活介護	12所	198人	15所	270人
②小規模多機能型居宅介護	7所	193人	10所 270人 (※②を 1 所整備)	
③看護小規模多機能型居宅介護	2所	48人		
④ショートステイ	12所	119人	12所	119人
■特別養護老人ホーム（区内）	10所	762人	10所	762人

※第 8 期末現況・・令和 5 年度末 第 9 期目標・・令和 8 年度末

総給付費の見込み

第9期の総給付費の見込み

高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加による介護サービスの利用量の増加等を踏まえ、概算で約774億円になると見込まれます。



第9期の介護保険料基準額

総給付費の見込み

◎ 総給付費 約774億円

(※第8期の約773億円から約0.1%増)

〈増加要因〉

- 75歳以上人口の増加 (R5.10月実績：37,520人からR8.10月推計：38,984人)
- 要介護認定者数の増加 (R5.10月実績：14,896人からR8.10月推計：15,248人)
- 介護保険サービス施設の充実 (認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護)
- 介護報酬の改定 (プラス1.59%)

〈減少要因〉

- 地域支援事業費の精査 (R5.12月までの実績値を踏まえた精査)

第9期の介護保険料基準額

※ 参考

第8期

(総給付費：約773億円)

保険料概算額（素案時点）
月額 7,300円程度

- 介護報酬の改定 等
- 介護給付準備基金等の活用

保険料基準額
月額 6,400円

第9期

(総給付費見込額：約774億円)

保険料概算額（素案時点）

月額 7,200円程度

- 介護報酬の改定 等
- 介護給付準備基金の活用

保険料基準額
月額6,600円

**高齢者保健福祉推進協議会委員のみなさま
3年間よろしくおねがいたします。**

